

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年1月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

市民生活部（暮らし政策課、市民活動課・市民活動支援センター、多様性推進課、市民課、産業課・農業支援室、環境課・環境事業センター）

### 3 監査の期間

令和3年11月25日から令和3年12月24日まで

### 4 監査の方法

令和3年度（令和3年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項（注意すべきもの）

カード裏面プリンタ購入契約書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。（市民課）